

第十六回国会 衆議院 外務委員会 會議録 第十号

(二四〇)

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 上塚 司君

理事 今村 忠助君 理事 福田 篤泰君

理事 並木 芳雄君 理事 戸叶 里子君

理事 池田正之輔君

麻生太賀吉君 宇都宮徳馬君

尾関 義一君 岡田 勢一君

喜多壯一郎君 須磨彌吉郎君

帆足 計君 穂積 七郎君

加藤 勘十君 大橋 忠一君

出席政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君

外務事務官 大江 晃君

(外務事務官) 土屋 隼君

(外務事務官) 黄田多喜夫君

(外務事務官) 下田 武三君

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

七月三日

委員松田竹千代君辞任につき、その補欠として石橋湛山君が議長の名で委員に選任された。

七月四日

委員金光庸夫君、増田甲子七君及び西尾末廣君辞任につき、その補欠として尾関義一君、宇都宮徳馬君及び岡良一君が議長の名で委員に選任された。

七月二日

浅間地区に駐留軍演習地設置反

第一類第五号

外務委員会會議録第十号

昭和二十八年七月四日

対の請願(田中稔男君紹介)(第二二八二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月一日

沖繩、奄美大島並びに小笠原諸島の日本復帰に関する陳情書外一件(日本青年団協議会会長二宮尊徳外一名)(第五二〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案(内閣提出第四八八号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸條約への加入について承認を求めるの件(條約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約の批准について承認を求めるの件(條約第九号)

國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件(條約第一〇号)

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する條約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件(條約第二二二号)

工業及び商業における労働監督に関する條約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件(條約第一三三号)

職業安定組織の構成に関する條約(第八十八号)の批准について承認を

求めるの件(條約第一四四号)

國際情勢等に関する件

〇上塚委員長 これより會議を開きます。

まず日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約の批准について承認を求めるの件につきまして政府より提案理由の説明を求めます。小瀧政務次官。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約の批准について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約の批准について、日本憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の關係を強化し、並びに兩國の國民の間の一層緊密な經濟的及び文化的關係を促進することを希望し、また、相互に有益な通商關係を助長し、相互に有益な投資を促進し、並びに相互の權利及び特權を定める取極によつてそれらの目的の達成に寄与することができるとを認識して、この條約を締結し、そのために、次のとおりそれぞれの全權委員を任命した。

日本国

日本国外務大臣 岡崎勝男

アメリカ合衆国

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使 ロバート・マ・フイ

これらの全權委員は、互にその全權委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸條を協定した。

第一條

1 いずれの一方の締約国の國民も、(a)阿緬約国の領域の間における貿易を営み、若しくはこれに関連する商業活動を行う目的をもつて、(b)当該國民が相當額の資本を投下した企業若しくは当該國民が現に相當額の資本を投下する過程にある企業を發展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもつて、又は(c)外國人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもつて、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許される。

2 いずれの一方の締約国の國民も、他方の締約国の領域内において、(a)自由に旅行し、及び自己が選んだ場所に居住し、(b)良心の自由を享有し、(c)公私の宗教上の儀式を行い、(d)外國の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(e)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

第三條

1 いずれの一方の締約国の國民も、他方の締約国の領域内において、雇用されている間に業務の結果生じた疾病、負傷若しくは死亡又は業務の性質に起因する疾病、負傷若しくは死亡を理由として行う金銭上の補償その他の給付又は

本條の規定は、公の秩序を維持し、及び公衆の健康、道徳又は安全を保護するため必要な措置を執る締約国の權利の行使を妨げるものではない。

第二條

1 いずれの一方の締約国の國民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、且つ、いかなる場合にも國際法の要求する保護及び保障よりも少くない不斷の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の國民が抑留された場合には、その者の要求に基き、もよりの地にあるその者の本國の領事官に直ちに通告されるものとす。その者は、(a)相當且つ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事實を正式に且つ直ちに告げられ、(c)自己の防ぎよのため適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防ぎよに当然必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む)を与えられる。

第三條

1 いずれの一方の締約国の國民も、他方の締約国の領域内において、雇用されている間に業務の結果生じた疾病、負傷若しくは死亡又は業務の性質に起因する疾病、負傷若しくは死亡を理由として行う金銭上の補償その他の給付又は

役務の提供を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられ

2 本條1に規定する権利及び特権の外、いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)老齢、失業、疾病若しくは身体障害による資金若しくは所得の喪失又は(b)父、夫その他自己を扶養する者の死亡による経済的扶助の喪失に対し経済上の需要を個別的に審査しないで給付を行う強制的な社会保障制度を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられる。

第四條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その権利の行使及び擁護については、他方の締約国の領域内ですべての審級の裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利に関して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。いずれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で活動を行っていないものは、その領域内において、登記その他これに類する要件を課されないで、それらの裁判を受け、及び申立をする権利を有するものとする。

2 一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有

しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴えに關しても既に確定しているものとみなされ、且つ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡を受けることができる。その言渡があつた場合には、その判断に対しては、その地である判断に対して与える特権及び執行の手段と同様の特権及び執行の手段を与えるものとす

る。アメリカ合衆国の領域外でされた判断は、アメリカ合衆国のいづれの州のいづれの裁判所においても、他の諸州でされる判断が受ける承認と同様の限度においてのみ、承認を受けることができるものとする。

第五條

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技術若しくは技術に關し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを侵害する虞がある不当又は差別的な措置を執つてはならない。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民及び会社が自国の経済的發展のために必要な資本、技能、技術及び技術を衡平な條件で取得することを不当に妨げては

ならない。

2 締約国は、特にそれぞれの領域内における生産力の増進及び生活水準の向上のため、科学及び技術に關する知識の交換及び利用を促進することに協力することを約束する。

第六條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不斷の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けられないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合に行う当局の搜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行うものとする。

3 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除く外、取用し、又は使用してはならない。また、正当な補償を迅速に行わないで取用し、又は使用してはならない。その補償は、実際に換価することができ、もので行わなければならない。また、取用し、又は使用した財産に充分相当する価額のものでなければならぬ。その補償を決定し、及び実施するため、取用若しくは使用の際又はその前に、適當な準備をしなければならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及

び会社も、他方の締約国の領域内において、本條2及び3に規定する事項に關しては、いかなる場合にも、内国民待遇及び最惠国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。更に、いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する企業は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、直接であると、代理人によつてであると、又は何らかの形態の適法な団体を通じてであるとを問はず、他方の締約国の領域内ですべての種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動を行うこと、従つて、(a)支店、代理店、事務所、工場その他の事業の遂行のため適当な施設を設置し、及び維持し、(b)会社に關する当該他方の締約国の一般法に基いて会社を組織し、及び当該他方の締約国の会社における過半数の利益を取得し、並びに(c)自己が設立し、又は取得した企業を支配し、及び経営することに關して、内国民待遇を与えられる。更に、当該国民又は会社が支配する企業は、個人所有の形式であると、会社の形式その他のいづれの形式であるかを問はず、その事業の遂行に關連するすべての事項について、当該他方の締約国の国民又は会社が支配する

同様の企業が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 各締約国は、外国人が、その締約国の領域内で公益事業を行う企業若しくは造船、航空運送、水上運送、銀行業務(預金業務又は信託業務に限る。)若しくは土地その他の天然資源の開発を行う企業を設立し、当該企業における利益を取得し、又は当該企業を営むことができる限度を定める権利を留保する。但し、いずれか一方の締約国が、その領域内でそれらの事業を営むことに關して外国人に内国民待遇を与える限度について新たに行う制限は、その実施の際その領域内でそれらの事業を行つており、且つ、他方の締約国の国民又は会社が所有し、又は支配している企業に対しては、適用しない。更に、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の運送事業、通信事業又は銀行業務を営む会社に対し、その会社が行うことを許される本質的に國際的な業務に必要な機能を営むための支店及び代理店を維持する権利を否認してはならない。

3 本條1の規定は、いずれか一方の締約国から外国人の支配する企業の自国領域内における設立に關して特別の手続を定めることを妨げるものではない。但し、その手続は、本條1に規定する権利を実質的に害するものであつてはならない。

4 各締約国の国民及び会社並びに当該国民又は会社が支配する企業は、本條に規定する事項について

は、いかなる場合にも、最惠国待遇を与えられる。

第八條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己が選んだ会計士その他の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家を雇用することを許される。更に、当該国民及び会社は、当該領域内における自己の企業又は自己が財政的利益を有する企業の企画及び運営に關し、もっぱら自己のために検査、監査及び技術的調査を行わせ、並びに自己に報告せよと云う特定の目的で、当該領域内で自由職業に従事するための資格のいかんを問はず、会計士その他の技術者を用いることを許される。

2

いづれの一方の締約国の国民も、外国人たることを理由として、他方の締約国の領域内で自由職業に従事することを禁止されることはない。当該国民は、資格、居住及び権限に關する要件で当該地方の締約国の国民に対して適用されるものに從うことを條件として、当該領域内で自由職業に従事することを許される。

3

いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内で學術、教育、宗教及び慈善の活動を行うことに關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられ、且つ、その活動を行うため当該地方の締約国の法令に基いて団体を組織する権利を与えられる。

第九條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内

び会社も、他方の締約国の領域内において、(a)第七條又は第八條に基いて行うことを許される活動の遂行及び居住のため適当な土地、建物その他の不動産を賃借し、占有し、及び使用することに關する内国民待遇並びに(b)他方の締約国の關係法令で認められる不動産に關するその他の権利を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の動産(無体財産を含む。)を購入、賃借その他の方法によつて取得し、所有し、及び占有することに關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。但し、いづれの一方の締約国も、公共の安全の見地から危険と認められる物及び第七條の第一文に掲げる活動を行う企業に對する利益を外国人が所有することに對しては、第七條その他の條約の規定によつて保障される権利及び特權を害しない範圍内において、制限することができ。

3 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内にある財産を遺言によるものと否かを問はず遺言として取得することに關し、当該国民又は会社が外国人又は外国の会社であるという理由で内国民待遇を与えられない場合には、その財産を自由に処分することを許され、且つ、その処分をするため五年を下らない期間を与えられる。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内

において、すべての種類の財産の処分に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

第十條

いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許權の取得及び保有並びに商標、營業用の名称及び營業用の標章に關する權利並びにすべての種類の工業所有權に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

第十一條

1 いずれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に居住するもの及びいづれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内で貿易その他の營利的活動又は學術、教育、宗教若しくは慈善の活動を行うものは、当該領域内において、所得、資本、取引、活動その他の客體について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴収に關する要件について、当該他方の締約国の国民又は会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

2 いづれか一方の締約国の国民で他方の締約国の領域内に居住せず、且つ、貿易その他の營利的活動を行わないもの及びいづれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の營利的活動を行わないものに關しては、当該他方の締約国は、本條1に規定する原則を一般に適用することを目標としなければならない。

3 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内

において、所得、資本、取引、活動その他の客體について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴収に關する要件について、いかなる場合にも、第三国の国民、第三国に居住する者及び第三国の会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

4 いづれか一方の締約国の会社で他方の締約国の領域内で貿易その他の營利的活動を行うもの及びいづれか一方の締約国の国民で他方の營利的活動を行うが当該領域内に居住しないものについては、当該他方の締約国は、所得、資本その他の標準による租税、手数料その他の課徴金で当該領域に對して適正に割り当てられ、又はあん分される課徴金をこえるものを課してはならず、また、当該領域に對して適正に割り当てられ、又はあん分される額に達しない額の控除及び免除を認めてはならない。もつばら學術、教育、宗教又は慈善の目的のため組織され、且つ、運営される会社についても、また、同様とする。

5 各締約国は、(a)相互主義に基いて租税に關する特定の利益を与える權利、(b)二重課税の防止又は歳入の相互的保護のための協定に基いて租税に關する特別の利益を与える權利並びに(c)自国民及び隣接国に居住する者に對し所得に關する租税及び相続税に關する個人的な免除で自国に居住しないその他の者に認める当該免除よりも有利

なものを認める權利を留保する。

第十二條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、而締約国の領域の間及び他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、当該他方の締約国により内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国も、その通貨準備の水準が著しく低下することを防止し、又は著しく低い通貨準備を適度に増加するため必要な範圍内で行う場合を除く外、本條5に定める為替制限を行つてはならない。本條の規定は、いづれか一方の締約国が國際通貨基金に對して負う義務を変更するものではなく、また、國際通貨基金が特定の為替制限を行うことを締約国に特に認め、又は要請する場合にその為替制限を行うことを妨げるものではない。

3 いずれの一方の締約国も、前記の2に從つて為替制限を行う場合には、自国民の保健及び福祉に欠くことができない貨物及び役務のための外國為替の利用を確保するため必要なすべての準備をした後、(a)第六條3に掲げる補償として支払われた額、(b)給与、利子、配当金、手数料、權利の使用料、技術的役務に對する報酬その他の所得の額並びに(c)借入金金の償還、直接投下資本の償却及び資本の移転に係る額の、他方の締約国の通貨で表示された外國為替による回収について、その他の取引のため

の特別の需要を考慮して適当な準備をしなければならぬ。二以上の為替相場が実施されている場合には、当該回収に適用される相場は、国際通貨基金によつて当該取引のため特に承認された相場又は、その承認された相場がないときは、正当な実効相場（為替の取引についての租税又は手数料を含む。）でなければならない。

4 為替制限は、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民及び会社の請求権、投資、運送、貿易その他の利益又は競争的地位に対して不必要に有害な又はし意的に差別的な方法で行つてはならない。

5 本条において「為替制限」とは、いずれか一方の締約国が課するすべての制限、規制、課徴金、租税その他の要件で、両締約国の領域の間における支払、送金又は資金若しくは金銭証券の移転について負担又は妨害となるものをいう。

第十三條

いづれか一方の締約国の国民及び会社で当該締約国の領域内で事業を行うものを代理する商業旅行者は、他方の締約国の領域に入り、及びその領域から出る際並びにその領域に在留する間、関税その他の事項（第十一條に規定する例外に従ふこと）を条件として、当該商業旅行者その携帯する見本及び注文の取集めについて課される租税その他の課徴金を含む。）及びその業務の遂行を規律する規制に關して、最惠国待遇を与えられる。

第十四條

1 各締約国は、いづれの場所から到着したかを問はず、また、運送手段の種類のかんを問はず、他方の締約国の産品に対し、並びに、径路及び運送手段の種類のかんを問はず、他方の締約国の領域への輸出に向けられる産品に対し、輸出若しくは輸入に對し若しくはこれに關連して課され、又は輸出品若しくは輸入品のための支払手段の國際的移転に對して課されるすべての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の賦課の方法並びに輸出及び輸入に關連するすべての規則及び手続に關して、最惠国待遇を与える。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入又は他方の締約国の領域への産品の輸出について制限又は禁止をしてはならない。但し、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止される場合は、この限りでない。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国が重大な利害關係を有する産品の輸出又は輸入について量的制限をする場合には、

(a) 当該一方の締約国は、特定の期間中に輸出し、又は輸入することのできる産品の總數量又は總価額及びその總數量若しくは總価額又は期間の変更について、原則として事前に公表しなければならない。

(b) 当該一方の締約国は、いづれかの第三国に割當を行うときは、その産品の貿易に影響を与

える特別の要因に妥當な考慮を払つた上で、他方の締約国が以前の代表的な期間中に供給し、又は供給された産品の總數量又は總価額に比例する割當を当該他方の締約国に与えなければならない。

4 いずれの一方の締約国も、衛生上の理由その他商業的性質を有しない慣習上の理由により、又は詐欺的若しくは不正な慣行を防止するため、禁止又は制限をすることができ。但し、その禁止又は制限は、他方の締約国の通商に對してし意的な差別をするものであつてはならない。

5 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、輸出及び輸入に關するすべての事項について、他方の締約国により内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

6 本條の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

(a) 内國漁業の産品に与える利益

(b) 國境貿易を容易にするため隣接國に与える利益

(c) 当該一方の締約国が加盟國となる關稅同盟又は構成地域となる自由貿易地域の存在に基いて与える利益。但し、当該一方の締約国が、自國の計畫を他方の締約国に通報し、且つ、協議のための適當な機会を当該他方の締約国に与える場合に限る。

7 本條2及び3（a）を除く。）の規定にかかわらず、締約国は、貨物の輸出及び輸入について、第十二條に従つて行われる為替制限と

同等の効果を有し、又はその為替制限を効果的にするため必要とされる制限又は統制をすることができ。但し、その制限又は統制は、それらの規定から不必要に逸脱してはならず、また、外國との間の非差別的な貿易の最大限度の發展を助長し、並びにその制限の必要を除去するに足りる國際收支状況及び通貨準備をもたすための政策に適合するものでなければならぬ。

第十五條

1 各締約国は、法令及び一般に適用する行政上の決定で、関税、租税その他の課徴金の額、関税のたの品目分類並びに輸出品及び輸入品若しくはそのための支払手段の移転についての要件若しくは制限に關するもの又は輸出品及び輸入品の販売、分配若しくは使用に影響を与えるものをすみやかに公表し、並びにその法令及び決定を一律、公平且つ適切に実施しなければならない。行政上新たに定められる要件又は制限で輸入品に影響を与えるものは、衛生上又は公共の安全上の理由で課するものを除く外、一般の慣行として、公表後三十日を経過するまでの間は実施せず、又は公表の際輸送中である産品には適用しないものとす

2 各締約国は、他方の締約国の国民及び会社並びに他方の締約国の産品を輸入する者が関税に關する事項に關する行政処分（過料を料し、その他不利益処分を行うこと、没取並びに行政機關が行う関

税のための分類及び評價の問題についての決定を含む。）について迅速且つ公平な審査を受け、及び正当と認められた場合にその是正を求めることができる訴訟及び出訴の手續を定めなければならない。関税及び海運に關する法令に對する違反で書類の作成に關するものを理由とする不利益処分は、当該違反が記載上の過誤から生じた場合又は著意によることが証明された場合には、単に警告として行うための必要な限度をこえるものであつてはならない。

3 各締約国は、一方の締約国の産品を輸出し、又は輸入する者がその産品をいづれか一方の締約国の会社の海上保険に付することを妨げる差別的措置を執つてはならない。この規定は、第十二條の規定の適用を妨げるものではない。

第十六條

1 いずれの一方の締約国の産品も、他方の締約国の領域内において、国内における課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に關して、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いずれか一方の締約国の国民若しくは会社又はいづれか一方の締約国の国民若しくは会社の支配する他方の締約国の会社が当該他方の締約国の領域内で生産する物品は、その領域内において、輸出、課税、販売、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に關して、生産する者又は会社のいかなるを問はず内國原産の同様の物品が与えられる待遇よりも不利でない

待遇を与えられる。

第十七條

1 各締約国は、(a)その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的の又は特別の特権を与えられた独占企業又は機関が、

他方の締約国の通商に影響を与え、輸出又は輸入を伴う販売又は購入を商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他販売又は購入の条件等)に関する考慮をいう。によつてのみ行うべきこと並びに、(b)他方の締約国の国民、会社及び通商が、(a)に規定する販売又は購入に参加するため競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えられるべきことを約束する。

2 各締約国は、他方の締約国の国民、会社及び通商に対し、(a)政府による需品の購入、(b)特権の賦与その他政府による契約及び(c)政府又は排他的の若しくは特別の特権を与えられた独占企業若しくは機関が行う役務の販売に關しては、第三国の国民、会社及び通商に与える待遇と比べて公正且つ衡平な待遇を与えなければならない。

第十八條

1 同締約国は、競争を制限し、市場への参加を制限し、又は独占的支配を助長する事業上の慣行で商業を行う一若しくは二以上の公私の企業又はそれらの企業の間における結合、協定その他の取極により行われるものが、それぞれの領域の間における通商に有害な影響を与えることがあることについて、一致した意見を有する。従つて、

各締約国は他方の締約国の要請があるときは、それらのいかなる事業上の慣行に關しても協議し、及びその有害な影響を除去するため適当と認める措置を執ることに同意する。

2 いずれの一方の締約国の公的所有又は支配に属する企業(社團法人、団体及び政府機関を含む)も、他方の締約国の領域内で商業、工業、海運業その他の事業の活動を行う場合には、自己又は自己の財産のため、私的所有又は支配に属する企業が課税され、訴えられ、又は裁判の執行を受けることその他当該領域内で負う義務を当該領域内で免除されることを請求し、又はその免除を享有しないものとする。

第十九條

1 同締約国の領域の間において、通商及び航海の自由があるものとする。

2 いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

3 いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の船舶及び第三国の船舶と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放された他方の締約国のすべての港、場所及び水域に積荷とともに入る自由を有する。その船舶及び積荷は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべ

ての事項に關して内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

4 いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるとするすべての産品を輸送する権利に關して、当該他方の締約国によつて内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。これらの産品は、(a)関税その他の課徴金、(b)税関事務及び(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に關して、当該他方の締約国の船舶で輸送される同様の産品が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

5 いずれの一方の締約国の船舶も、難破し、座礁し、又は他方の締約国の港、場所若しくは水域(外国との間における通商及び航海のため開放されているかどうかを問わない)にやむを得ず入つた場合には、当該他方の締約国又は第三国の船舶が同様の場合に受ける援助及び保護と同様の援助及び保護を受けるものとし、また、当該他方の締約国又は第三国の船舶が同様の場合に支払うべき租税その他の課徴金と異なる租税その他の課徴金を課されないものとする。

6 いずれか一方の締約国の当該船舶の積荷及びその船舶から救い上げられたすべての物品は、他方の締約国の領域内における消費のため搬入された場合を除く外、関税を免除されるものとする。但し、消費以外の目的のため搬入された物品については、それが当該他方の締約国から搬出されるまで

は、歳入の保護のための措置を執ることができ。

7 本條において「船舶」とは、私的所有又は運輸に係るものであると、公的所有又は運輸に係るものであるとを問わず、すべての種類の船舶をいう。但し、本條2及び5の場合を除く外、漁船及び軍艦を含まないものとする。

8 次の人及び物については、國際通過のため最も便利な経路により各締約国の領域を通過する自由があるものとする。

第二十條

(a) 他方の締約国の国民及びその手荷物

(b) 他方の締約国の領域への又はその領域からの途中にあるその他の者及びその手荷物

(c) 他方の締約国の領域への又はその領域からの途中にある産品(原産地のいかんを問わない。)

それらの通過中の人及び物は、関税、通過を理由として課される租税並びに不当な課徴金及び要件を免除されるものとし、また、不必要に遅延させられず、及び不必要な制限を受けられないものとする。但し、それらの人及び物は、第一條3に掲げる措置及び通過の特権の濫用を防止するため必要な非差別的な規制に服する

ものとする。

第二十一條

1 この條約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸出又は輸入を規制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性同位元素物質又は核分裂性物質の原料となる物質に關する措置

(c) 武器、弾薬及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の物質の取引を規制する措置

(d) 國際の平和及び安全の維持若しくは回復に關する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e) 第三国の国民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的利益を有する会社に対してこの條約に定める利益(法律上の地位を認めること並びに裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立をする権利を除く)を拒否する措置

2 この條約中の貨物に關する最惠国待遇の規定は、アメリカ合衆国又はその準州若しくは屬地が相互に与え、又はキューバ共和国、フィリピン共和国、太平洋諸島の信託統治地域若しくはパナマ運河地帯に与える利益については、適用しないものとする。

3 この條約中の貨物の待遇に關する規定は、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に關する一般協定

の当事国である間は、その締約国が同協定で要求され、又は特に許される措置を執ることを妨げるものではない。更に、いずれの一方の締約国も、その意思によつて同協定の当事国となつていない国に對しては、同協定に基いて取り極めた利益を与えなくともよい。

4 いずれか一方の締約国の国民で特定の目的のため他方の締約国の領域に入ることを許されるものは、その入国許可の條件として法令により明示的に課される制限に反して営利的職業に従事する権利を有しない。

5 この條約のいかなる規定も、政治的活動を行う権利を与え、又は認めるものと解してはならない。

第二十二條

1 「内国民待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、当該締約国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

2 「最惠国待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、第三国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう。

3 この條約において「会社」とは、有限責任のものであるかどうかを問はず、また、金銭的利益を目的とするものであるかどうかを問はず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。いずれか一方の締

約国の領域内で關係法令に基いて成立した会社は、当該締約国の会社と認められ、且つ、その法律上の地位を他方の締約国の領域内で認められる。

4 この條約の規定に基いて日本国の会社に与えられる内国民待遇は、アメリカ合衆国のいづれの州、準州又は屬地においても、当該地域においてアメリカ合衆国の他の州、準州又は屬地で創設され、又は組織される会社に与えられる待遇とする。

第二十三條

この條約の適用を受ける領域は、各締約国の主権又は権力の下にある陸地及び水域のすべての区域とする。但し、パナマ運河地帯及び太平洋諸島の信託統治地域（アメリカ合衆国大統領が宣言によりこの條約の規定を適用する当該信託統治地域の部分を除く）を除く。

第二十四條

1 各締約国は、他方の締約国がこの條約の実施に關する事項について行ふ申入れに對しては、好意的考慮を払い、且つ、その申入れに關する協議のため適當な機会を与えなければならない。

2 この條約の解釈又は適用に關する兩締約国の間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、兩締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、國際司法裁判所に付託するものとする。

第二十五條

1 この條約は、批准されなければならない。批准書は、できるだけ

すみやかにワシントンで交換されるものとする。

2 この條約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この條約は、十年間効力を有し、その後は、本條で定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に對し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの條約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全權委員は、この條約に署名調印した。
千九百五十五年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎勝男 (印)
アメリカ合衆国のために
ロバート・マクフィー (印)

議定書

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約に署名するに當つて、下名の全權委員は、各自の政府により正當に委任を受け、更に、同條約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第四條1における「裁判所の裁判を受け、及び行政機關に對して申立をする権利」には、特に、訴訟上の救助、訴訟費用の担保及び裁判のための担保に關する権利を含む。

2 補償の支払を定める第六條3の規定は、いづれか一方の締約国の領域内で収用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民又は

会社が直接又は間接に利益を有するものについて、準用する。

3 第七條2において「公益事業を行う企業」とは、公共のため通信事業、水道事業、バス、トラック、軌道若しくは鉄道による運送事業又はガス若しくは電氣の製造若しくは供給に關する事業を行う企業をいう。

4 第七條4に關しては、いづれの一方の締約国も、鉱業に従事する権利が相互主義に服すべきことを要求することができる。更に、日本国は、その規定によつて、第七條2の第一文に掲げる業種のアメリカ合衆国の国民又は会社の企業に對し、当該国民の住所又は当該会社が組織されるに對して従つた法令若しくは当該会社の主たる事務所の所在地（当該会社が連邦の法令に基いて組織されている場合に限る）の屬するアメリカ合衆国の州又は準州が日本国の国民又は会社の同種の企業に与える待遇よりも有利な待遇を与える義務を負ふことはない。

5 第八條2の規定は、公証人及び水先人には適用しない。

6 いずれの一方の締約国も、外資の導入に對して、第十二條2で定める通貨準備の保護のため必要な制限をすることができる。

7 第十四條4に關しては、いづれの一方の締約国も、その法令に従い、貨物の表示に關する要件で貨物の真正の原産地又は製造元が正確に表示されることを確保するため定められるものに從つていない貨物について、自国の領域へのそ

の輸入を禁止し、それを差し押え、その他何らかの方法でその販売を制限し、又は規制することができるものとする。更に、各締約国は、その領域内で生産され、若しくは販売され、又はその領域から輸出された貨物の原産地が他方の締約国の領域又はその領域内の容易に認識される場所であることを直接又は間接に表示する虚偽表示を防止するため適當な措置を執るべきことに同意する。

8 工業原料又は基本食糧の入手が困難である緊急期間中は、第十六條1の規定は、いづれか一方の締約国が、それらの種類に屬する供給不足の輸入品の国内における販売、分配又は使用に對する必要な統制で内国原産の同様の物品に關して行ふ統制と異なるものを実施することを妨げるものではない。

いづれの一方の締約国も、その統制を行ふ場合には、その領域内における他方の締約国の通商の競争的地位に對する損害を最少限度にとどめるような方法でその統制を行わなければならない。また、供給事情により必要と認められる期間をこえてその統制を継続してはならない。

9 第十六條1の内国民待遇の規定にかかわらず、締約国は、すべての映画フィルム上の商業的上映のため上映者が實際に使用する映写時間中の最少限度の特定時間を内国原産の映画フィルムの上映に充てることを規定する映写時間の割當に關する規制を維持することができる。映写時間の割當は、各劇場

ことの年間映写時間又はこれに相当するものを基礎として定められ、且つ、協議に付されるものとする。

10 第十七條一の規定の適用上、支払手段の入手可能性に関する考慮は、商業的考慮と認められるものとする。

11 第十七條二(四)を除く。及び第十九條四の規定は、郵便業務については適用しない。

12 第二十一條二の規定は、プエルトリコについては、その政治的地位に生ずる変化のいかんにかかわらず、適用する。

13 第二十三條の規定は、もつぱら軍事基地として又は一時的な軍事占領によりいづれか一方の締約国の権力の下に置かれていた地域並びに千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約第三條でその地位を規定している北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、彌留岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の島及び南鳥島には、適用しない。

14 この條約中の最惠国待遇の規定は、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約第二條に基いて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同條約第三條に掲げる諸島の原住民及び船舶並びにそれらの諸島との貿易に対して日本国が与える権利及び特権については、適用しない。

15 日本国は、この條約の効力発生の日から三年を経過するまでの間は、外国人が円貨をもつて日本国の企業の発行済の株式(社員の持分を含む)を取得することについて現に行つてゐる制限を引き続き行うことができる。

以上の証據として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。千九百五十三年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

岡崎勝男(印)

アメリカ合衆国のために

ロバート・マクフィー(印)

○小淵政府委員 たいだいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海條約の批准について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

日米兩國間における現在の通商航海關係は、サンフランシスコ平和條約第十二條の規定によつて規律されてゐるわけでありまして、この規定は、暫定的な性質のものであるばかりでなく、わが国にとつて十分な待遇保障を規定してゐるとは申せません。従つて、政府は、まず米國との間に平等互恵の立場に立ち、かつ、包括的な待遇保障を含む新しい通商航海條約を締結するため、一昨年末から在京米國政府代表との間で非公式な折衝を始めました。わが国にとりましては、戦後初めて締結する通商航海條約でありますから、慎重の上にも慎重を期して交渉いたしました結果、ようやく本年二月下旬に至りまして、わが国の主張を十分に取入れた條約案の妥結を見ましたので、

條文、字句の整理を施した上四月二日に岡崎大臣とマクフィー前米國大使との間に署名調印を了した次第であります。

日米兩國間の通商航海關係は、この條約によつて初めて安定した基礎の上に置かれることとなるわけでありまして、兩國間の友好關係並びに兩國国民の間の一層緊密な経済的及び文化的關係を促進するところが大きいと認められますので、ここにこの協定の批准について御承認を求める次第であります。

慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○上塚委員長 本件の質疑は次会に譲ることいたします。

○上塚委員長 次に國の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸條約への加入について承認を求めるの件、國際小麥協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件、團結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する條約の批准について承認を求めるの件、工業及び商業における労働監督に関する條約の批准について承認を求めるの件、職業安定組織の構成に関する條約の批准について承認を求めるの件、以上一括議題とし、質疑を行います。並木芳雄君。

○並木委員 在外公館ですけれども、大韓民國とフィリピンについてはどういうふうになつておりますか。

○大江政府委員 大韓民國とフィリピンは、本年度の予算の中に、大韓民國については大使館と釜山に領事館を置く。それからフィリピンにも大使館を置くというのを予算案の中にも認められておりますけれども、韓国及びフィリピンとの交渉におきまして、まだ正式の大使館、領事館を向うに置くことを、先方が承知いたしませんので、とりあえずフィリピンに對しましては在外事務所をマニラに置いておられます。韓国につきましては先方はもちろんこちらに代表部を出してございまして、わが方も何らかの形で出したという話はいたしておりますが、まだ実現はいたしておりません。

○並木委員 朝鮮休戦の見通しはどうなるかわかりませんが、大体休戦の運びに至る模様であります。その場合に統一ができれば南と北で二つの政權ができるような場合には、日本としてはどういう態度で臨んで行く所存であるか、伺つておきたいと思ひます。

○大江政府委員 朝鮮の休戦が成立したと仮定いたしました、現在までの日本と韓国との關係におきましては、南朝鮮の李承晩政權を相手として交渉して参つておるわけでありまして、引續いて國交關係においても南朝鮮との關係において、國交關係を進めて行くことになつておると思ひます。

○並木委員 外國から日本に對して公館を設ける計画についてはどのようなことが見込まれておりますか。

○大江政府委員 現在すでに西歐各國は大体日本に大使館、公使館あるいは領事館を置いて参つております。最近特に日本に公使館あるいは領事館を置くというものは、中南米諸國、あるいは中近東諸國から一、二話が参つておるというふうな考えておりますが、まだ

正式にそういうふうな決定をしたという事例は、最近はありません。

○並木委員 次に國の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案であります。これについては相當數國の援助を必要とする帰國者があるように提案理由の中に出ております。どのくらいの數がどういふ方面に在るか、それを説明してもらいたい。

○大江政府委員 平和條約が発効いたしましたから、現在までに今回の法律によつて援うような事例といたしましては、大体六、七件ございまして、人員にいたしまして、あるいは日本の漁船が海難にあひまして、相當多數の漁民が困つて、これを送還するといふものもありまして、數が相當ございまして、大体今回の法律によりまして処置をとらなければならぬといふ人數は大体三十人分を計上いたしてございまして、現在のところは昭和二十七年にシンガポールから約七名の海難によります漁夫を送還して参りました。また香港から三名ばかり返しました。その他歐洲方面から三名、これはドイツから一名、スペインから一名、フランスから一名、こういうふうなほつ／＼歸つて参りました。従ひまして大体三十人くらいの予定で予算は組んでございまして。

○並木委員 朝鮮の南の方に歸國を望んでゐる邦人が九百名でしたか、いろいろのことを前に外務委員會でも取上げたことがあるのです。あれはその後どうなつておりますか。

○大江政府委員 最近歸國を希望してゐる連中の實情は実は承知いたしておりますが、もしもそういう人々の歸國

をいたしました場合には、別途の特別引揚措置によりまして、措置をするということになるのであります。

○並木委員 あの方々はこういうわけでは引揚げて来られないのですか。その事情はわかっておりますか。

○大江政府委員 担当の局長がおりませんので、はつきりとした現状と人数がわかりませんが、追つて調べまして御回答申し上げたいと思ひます。

○並木委員 次に国際小麦協定についてお尋ねしておきます。この説明書の中に輸出国と輸入国との間の意見の相違がはなはだかつたということが出ておりますが、いかなる意見の相違があつたのか、これをお伺いしておきます。

○下田政府委員 會議で最もはなはだしい意見の相違がありましたのは、小麦の価格をいかに定めるかという点であります。

○並木委員 その点で英國はこの協定の最高価格が高過ぎるとしてこれに署名しなかつたというのでありますが、英國が参加しなければ取扱われる小麦の数量についてどういふ影響をもたらすものであるか、伺つておきたいと思ひます。

○下田政府委員 英國は小麦の最高価格を二ドル五セントにすることに對して反對いたしました。ぎり／＼のところ二ドルまでならいいという見解であつたのでありますが、結局會議の多數の意見は二ドル五セントという最高価格の採用にきまりましたので、それに對して不満を表明いたしましたのでこの協定には署名いたさなかつたのであります。そうしますとイギリスの買入れ保証数量だけを全當事國の買入れ保証數量

量から差引きまして、残りの保証數量を當時國でわけるといふことになると思ひます。

○並木委員 その數量はどのくらいでしょうか。

○下田政府委員 千三百三十八万九千トンとなる見込みでございます。

○並木委員 この會議には日本からも代表が参加したと思ひますけれども、日本としては何か申入れをしたかどうか。もし希望を申し述べたとしたら、それはどういふ結果になつたか聞きたいのであります。

○下田政府委員 先ほどの答弁で千三百三十八万九千トンと申しましたが、これはイギリスの分を差引きました残りでございます。イギリスの買入れ保証數量として予定されておりましたのは四百八十一万八千トンでございます。

なお日本が會議におきまして最も強く主張いたしましたことは、日本の買入れ保証數量を増加してくれということでありまして、御承知のように、日本は年間三百万トンの小麦あるいは米を輸入せざるを得ないのであります。そのうち小麦は百五、六十万トンというものを輸入しております。しかるに、現行協定では、わずかに五十万トンしかこの協定による買入れの便宜がなかつたわけでありまして、そこでこれを、できれば大幅に増額してもらいたいというのを申し入れて、結局現行の五十万トンを倍の百万トンにすることに成功いたしましたわけでありまして、そういたしますと、ただいまの國際市場価格で申しますと、百万トンの小麦をこの協定による安い値段で買ふことができる結果、年間八百万ドル程

度の外貨の節約ができる次第でございます。

○並木委員 今までの実績で實際日本はどういうふうな買付をして、そうして市場価格に比較して、どのくらい利益をこの協定によつてこうむつてゐるか、示していただきたい。

○下田政府委員 最近三年間のわが國の輸入実績を見ますと、昭和二十五年におきまして百四十六万トン、昭和二十六年におきまして百五十三万二千トン、昭和二十七年におきまして百五十九万六千トン輸入しております。昭和二十八年年度の輸入計画は百五十七万三千トンとなっております。

○並木委員 今までの協定によつて、市場価格と比較して實際に日本が利益を受けたその數量、価格の總額をお尋ねいたします。

○下田政府委員 後ほど経済局の担当官が参りますから、そちらの方から答弁させていただきますと思ひます。

○小瀧政府委員 私は補足的に、概括的なところを御説明いたします。今アメリカで二ドル二十セントとして、その割合で五十万トンについては安くなるわけでありまして、それが今度百万トンになると、価格は二ドル五セント・ワン・ブツシエルということになつておりますが、なおかつ十五セント以上ブツシエルについて安く買える。そうなれば年間に見て大体八百万ドルくらいさもないかれば払つたであらうという金を節約することが出来る。これが大体のところでありまして。

○並木委員 それではもう一点、年間百万トンの小麦を輸入するとなると、船積みの方は相當の混雑を来すと思われまふ。三日目に一万トンずつ来る勘

定になりますから、船積みの手当などは円滑に行くのかどうか、その計画について。

○小瀧政府委員 從來も百五十万トンから百六十万トン輸入しており、しかもあまり大きな困難もなしに輸入しておりますから、協定によつて百万トン入れたからといつても、さらに協定外に小麦を五十万トンから六十万トン入ればならぬ。今までは事情があまりかわらないので、特別な混雑を来すとは私は予想しておりません。

○須磨委員 関連質問をお許し願ひます。忘れて参りました手元にはないのでございますが、在外公館のうち、東京、フランクフルト、モントペリエ、ナポリにおつくりになる御計画であつたように覚えておりますが、さようでございますか。

○小瀧政府委員 その通りであります。私も、詳細な事務的なことは存じませんが、あの地方を相當よく知つておるつもりでございます。ところが最近に至りましては、日本の船がそうたくさん行くわけではない。ナポリは政府の所在地であつて、あそこにおいて交渉した方がよろしいので、つくるなら東アフリカでは何としてもナポリに置かなければならぬ、これが私は外務省の考えだと思ひます。

○須磨委員 どのくらいのスケータスのものでありますか。

○小瀧政府委員 領事館で三人を予定いたしております。

○須磨委員 實は私はあそこに参つて調べたことがあるのでありますが、御承知のようにナポリは、あの辺の中心地であるのみならず、大英帝國と稱するものが海外に持つておる一番大きな

なポストだと思ひます。そこに、御承知のように最近ではモウモウ運動という民族運動が起つて、まさにアフリカの南阿のマラン首相の首唱します南阿植民地を大英帝國から独立するという運動は、まさにあのナポリのモウモウ運動とも關係があるといふことで、國際情勢上の大問題となつておる次第であります。そういたしまして大体あそこは今アフリカ地方における情報その他の中心地といわれておるのであります。どうせナポリにおこしえになりますならば、領事館のごとき施設でなく、いさしく大きなものをこしらへることはいかがかと思ふのであります。と申しますことは、大正十五年私どもがあそこに行つてあそこに總領事館を置くという案を立てましたところが、當時の財政が許さないので、モンバサに領事館を置いてしまつたのであります。またその誤りを繰返すことを私はおそれますので、どうせおこしえなさいますならば、もつと大きなものを置いた方がいいかと思ふのであります。すが、いかがでありますか。

○小瀧政府委員 須磨委員のおつしやることは、まことにごもつともでございます。私どももできるだけだけスタッフを充実いたしまして、重要な調査もいたさせたり、いろ／＼今後のこともさせたいというふうに考えております。幸いにして皆様の御支持を受けまして、これから予算の手配もできるやうになれば、ぜひさうしたいと考えております。ただ他とのつり合ひ、またさらに重要な点でまだ欠けておる点もありますので、不十分であることは私も十分承知しておりますが、須磨

委員のおつしやるように、ぜひ早くもつとこれを拡充したいと考えております。

○須藤委員 さような御同意を私はまことに愉快とするものでありますが、それならば、將來ということに残さず、ひとつこの機会にそれを充実にすることをとりはからつたらいかがでございますでしょうか。それから一つつけ加えたいことは、ナイジェリアというアフリカの中核になる新しい国ができるということもあり、それらの問題につきまして、これからは第三プロツクの運動がそこで醗酵されることとが非常に多いのでありますから、こういうところに先に手を打たれる意味におきまして、今から早く、領事館というような名義でなくて、あそこの一つのミツションを置き、少くとも十数名の人間を派遣するくらいの予算を組んでおとりになつたらいかがでございますか。それをとる仕組みができるようなくあいいなつておりますかどうか、ちよつと伺いたい。

○小瀧政府委員 実はあの近所のプレトリア、これもやつと四人を出すといううような実情なのであります。あそこは独立国で四人といううような実情ではなはだ心細い限りであります。今度すぐこれをとりはからうということもできかねると存じますが、ぜひ御趣旨に沿うように速急実行するよう、当局といたしまして指導いたしまして、とりはからいたいと考えております。

○上塚委員長 それでは戸叶里子君。

○戸叶委員 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案で伺いたのですが、まだ日本と国交を回復していないで、ミツションか

何かの形で日本にだけ来ていて、日本から行つていない国、それからまた日本だけが行つていて日本にきていない国の例を教えていただきたい。

○大江政府委員 数は正確に今すぐ出て参りませんが、たとえばポルトガル、これは中立国でございまして、本来ならすでに相互に公使館の交換をいたすべきであります。先方はこちらに代表部を置いております。それから先ほど申し上げました韓国が、やはり代表部を置いております。それからイストラエルが公使館を置いておりますが、こちらはまだ公使館を設置いたしておりません。先方がこちらに置きましてわが方が置いてないところは、大体今の三国がおもなものと、わが方が出しておらずに先方が来ておらずにところは、大分ございしますが、それは一つは南米のチリでございます。それからわが方が兼任いたしまして兼轄をしておりますところ、先方が来ておらずに国は大部分ございします。それは中南米のコスタリカ、あるいは今度この法案によつて認められますキューバ、エジプトがまだ参つておりません。まだいろいろこまかい国がございしますが、詳細はさらに調査の上書面でもつてお知らせいたします。

○戸叶委員 そういうふうな場合において、日本にだけ来ていての場合に、日本からそういう国にミツションを置くうとするようなことはできないのでしょうか。

○大江政府委員 ただいま御質問の趣旨は韓国なんか例だと思ひますが、これは原則的には先方もこれを拒否しているわけではないのでございまし

て、ただ現実には戦争その他の状態が続いておるので、まだ時期が悪いといつて延ばしておるのであります。そういう事態が参りますれば、いつでもこちらからミツションを出すなり、あるいは大使館の設置が可能だと考えております。

○戸叶委員 次に国際小麦協定を修正更新する協定について質疑をしたいと思ひますが、今度のこの修正更新する協定と現行の協定とを比べてみて、全体から見たときの大きな違いを教えてください。たとえば輸入国にとつてこういう点があるから修正更新したとか、あるいは輸出国にとつてこういう点があるから修正更新したとか、あるいは修正更新したとか、そういう点の修正更新したとか、そういう点を教えてください。

○黄田政府委員 一番大きな違いは、日本に關します限り、數量が非常に大きくなつてゐるということとございします。御承知のように去年は日本の輸入量は五十万トンでございましたが、これが百万トンになりました。ということとは、これが日本に關する限り一番大きな違いでございします。御承知のように日本は大体百六十万トンぐらゐの毎年輸入しております。これはW.A.だけではございません、全体でございします。それが去年は五十万トンしか、われわれが考えておりますW.A.の利益にあずかり得なかつたというのが、今後百万トンに數量が増加いたしますというところが、一番大きな点でございします。それで価格でございしますが、これは現行の協定では最高の基準価格が一ドル八十セント、最低が一ドル二十セントであります。これが今度の協定では二ドル五セントと一ドル五十五セント

トということになつております。それから數量は現行協定すなわち去年の八月からことしの七月三十一日までの一箇年の保証數量は、合計が千五百八十一万トンでございましたが、今度の協定では保証數量が千六百二十万トンというところに増加しております。これが大きな違いであります。

○戸叶委員 英國がこの協定に入らなかつた理由は、最高價格が高過ぎるからだといわれておりますけれども、しかし英國が小麦の消費量が非常に多いということとは有名なことです。そこで英國がそれではこの協定に入らないで、どういふふうにしてその不足分を埋め合して行くという自信を持つたのか、あるいは自由貿易という氣持でこの協定に入らなかつたと思ひますけれども、そうするとイギリスの考え方では、この協定にきめられた價格よりも、小麦の世界的な豐作あるいは過剰生産によつて、小麦の價格が協定に入らなくても協定よりも安い價格になるかもしれないといううような見通しをつけて、入らなかつたのではないかと思ひますが、その点はどうなんですか。

○黄田政府委員 ただいまおつしやいました通り、イギリスが今度の協定に入らなかつたのは、最低價格に問題があつたのではないのでありまして、最高價格の問題があつたのであります。イギリスの方は最高二ドルということを申しまして、二ドル五セントではないやだということを申したのでございします。つまりイギリスは四百何十万トンだけ毎年買いますので、それが五セントだけ違ひますと何百万ドルかの違ひになる。これに非常な重点を置

きまして、最高價格が二ドル五セントではないやだというので入らなかつたわけでございます。従ひましてこれが最低價格が一ドル五十五セントよりもずつと下つて来て、その最低價格で買ふことを強要されるのは困るという考えではないのであります。それからイギリスが入らなかつたならば、一体イギリスはどういうソースから買ふのであらうという点に關しましては、これは私どもどうやるか、的確なことは私ども知るわけはないのでございしますけれども、御承知のように瀾州とはイギリスは毎年一定量買ふという約束をしております。ただ瀾州の取極總量はむろんイギリスの要求を満たすほどたくさんでございしません。そのほかにカナダともむろん特殊關係がございします。カナダからも相当數量を買ふ、それによつて補つて行くということにするのだからと考へております。

○戸叶委員 價格の問題は非常に重大な問題で、小麦の價格に対する自由黨の政調案と農林省案との食い違ひから農林大臣の辞任まで及んだといわれておりますが、そこで國際小麦協定の價格というものが、何か日本の小麦の値段に今後影響を及ぼすようなことはないかどうかを伺ひたいいたします。

○下田政府委員 この協定の原則は、やはり最低價格と最高價格の間で、自由に入国と輸出国とがきめる値段で買ふのが建前なのであります。でございしますから、普通は話合ひでかつてな値段で買ふわけでありまして、どういふ場合に最低價格や最高價格が意味を持つて来るかと申しますと、日本のように食糧を輸入しなければならぬ国が、どうしても小麦を買えないという

事態が起つたといひます。そうしますと、協定によりまして、小麦理事会に買入れの援助の申出をいたすことができることになつております。援助の申入れを受けまして、理事会の方では、それではどういふ種類の小麦を幾ら日本に売るといふことを申し出なさいと当事国に通知してやります。そうしますと、当事国の方は、売りたいと思う国があれば申出をするわけであり、売りたいという国がない場合には、さらに今度は小麦理事会から申し出なければならぬという申出の義務を課することができるようになります。そうしますと、その義務に応じまして申出をする。その場合でも、申出の義務は申し出た国と日本との間の相談でやられることになるわけであり、そこで最後に相談すべくでもなお価格がきまらないという場合に、初めて国際小麦が、それではこれだけの価格でということ、価格を指示することができるようになつております。ですから、価格が小麦理事会の手によつて人為的にきめられるというところは、いよいよ／＼の最後の場合なのであります。しかしその場合でも、協定の最高価格以上に買ふことは絶対にあり得ない。

○戸叶委員 もう一点伺いたいことは、アメリカの小麦の作付面積は大体どのくらいでしょうか。そしてそれが今縮小しているか、それともそのままであるか。私あとでアメリカの作付面積が縮小されつつあるというふうなことを聞いたんですが、そういう事実があるかどうか、お伺いいたします。

○小澤政府委員 農林省の係官が参つておりませんので、責任ある答弁をする者がおりませんが、大体のところを私から申し上げます。

アメリカでは、御承知のように非常に増産しております、これに困つておるといふことは私も率直に認めております。しかしアメリカの方は作付面積の制限といふことは、今まで綿などやつた経験もございまして、将来やるかもしれないが、現在のところは支持価格制度を設けて、たしか今の支持価格は二ドル二十一セントであると思つております。そうすると、二ドル二十一セントより、あるいは将来アメリカの政府が困り切つて下げなければならぬことになるかも知れないけれども、しかし現在において二ドル二十一セント。しかりといへば、この八月から発足するところのこの協定で買ふ場合は、二ドル五セントでありますから、なおかつ十六セント有利な点があるという関係になつておる次第であります。詳細は農林省の方からこの次の会にでも説明することといたします。

○黄田政府委員 先ほど並木委員から、小麦協定によりまして買付けた結果、去年はどれほどの外貨の節約になつておるかという御質問がございまして、去年の数量はアメリカのものを約四十万トン買つております。それがポートランドで九十六ドルの普通の市価でございますが、これをIWAで買ひまして七十三ドル、従ひまして一トンについて二十三ドルの差がありまして、これを四十万トン買ひましたので、九百二十万ドル、それからカナダのものを十万トン買ひましたが、これは普通ならば九十ドルでございまして、同じく七十三ドルで買ひまして、十七ドルの差がございまして、これが十万トンで百七十万ドル、合計約一千九百二十万ドル、これだけ外貨の節約ができたといふことになりまして。

○並木委員 協定による小麦の船積み関係はどうなつておりますか。外国船による輸送と日本船による輸送との割合はどういふ実績を示しておるか。こちらの希望とすれば、できるだけ日本船で輸送したいといふのは無理はないと思う。買付のときにそういう条件をつけることができないものかどうか。その辺のところを……

○黄田政府委員 IWAの小麦の買付には何らの制限がございせんので、利用し得る船は何でも使える。従ひましてわが方といたしましては、日本の船でできるだけ使つて、また現にそういうふうになつております。

○並木委員 実績はどうなつておるか。

○黄田政府委員 ただいまちよつと宙に覚えておりませんので、調べまして御報告申し上げます。

○上塚委員 よろしうございませうか。

○並木委員 いいです。

○上塚委員 ただいまの各件に関する質疑はこの程度といたしまして次に移ります。

○上塚委員長 国際情勢等について質疑を行います。なお外務大臣及び保安庁長官は、ただいま予算委員会に出席中でありまして、よつて午前中本委員会に出席することはむずかしいと存じますが、通告順によりまして質疑を許します。

す。戸叶里子君。

○戸叶委員 私はMSAの問題について少し伺いたいと思ひます。MSA援助を受けたあとにおいて、日米合同委員会の役割は一体どういふことになるか。もちろん行政協定の関係で日米合同委員会は必要ではございませうけれども、このMSAの問題とも全然無関係ではいられないと思ひますが、その役割、MSAに関する関係はどうなるかをお伺いいたします。

○下田政府委員 これはまだ話し合つてみなければわからない問題でございますが、もしMSA協定ができれば、と、やはりその協定の実施に関連したしまして、常時実施の細目を協議する機関が必要になるのではないと思ひます。そういう機関をつくるかと思ひます。もしも、これを日米合同委員会と同じものでやるか、あるいは別個の機関でやるか、またその機関の構成をどういふようにするかという点は、すべて話し合ひで今後きまる問題と存じます。

○戸叶委員 話し合ひできるにいたしましても、政府としては、何か日米合同委員会をもうした交渉の中に加える意思がございませうか。

○下田政府委員 行政協定は米軍の日本における配備を規律する協定でありまして、MSA協定はこれとまったく違う目的の協定でございまして、たとい何らかの機関をつくるかといふにしても、同じもので両方を兼ねさせるということは不可能だと存じます。どうしても別個の機関が必要になつて来るかと存じます。

○戸叶委員 次に伺ひたいことは、MSAの援助の交渉について日本側で委員会を設けられるか、設けられないか、まだおわかりにならないように思ひますが、大体先ごろの新聞によりますと、外務省側からの三局長と、それから向うのアメリカ大使館の方々と交渉をなさるようになりまして、おられますが、そういう場合に、日本側だけで交渉を開始して、そして米国の方とそれに関係のある省との交渉は全然せずに、日本側だけで交渉をされるのか、あるいはまた交渉の過程において、いろいろ／＼な問題を向うのアメリカの担当省に問合せをしながらやられるかどうかを伺ひたいと思ひます。

○小澤政府委員 新聞に日本側の代表というふうなものが載つておりましたが、あれは多少考へておらないわけではございませうけれども、まだ交渉は始まつておりませんし、確定的なものではございませう。向うの代表団の規模がどういふものであるか、またあるいは細目の委員会でもつくられるか、これはこちらの方ではだれがやるかといふことはきまつておるわけではございませう。しかし問題が外務省だけの問題ではなしに、他の保安庁とか、大蔵省も関係がございまして、そういう方にも出ていたかなければならぬ。さういふ方々も来週になつて会つてみなければならぬ。交渉の相手方は、主として大使館の職員をもつて構成せられるであらうといふふうに期待しております。

○戸叶委員 そうすると、日本で大体交渉されていて、そしてアメリカのMSA関係の官庁に日本側から問い合わせ

るというような交渉をすることは全然なさらないわけですね。

○小田政府委員 外交交渉におきましては、どこの国でも大使館が直接内地の官庁に当るといふことは行わないのが国際上の慣例でございます。直接その箇に当ることはないものでありまして、しかしこの交渉地は一応東京であるといふことになっております。特別な情報が必要であるという場合には、在米大使館の方が多少情報を集めることはあるとしまして、交渉自体はあくまで東京で行われるというふうに御了承願いたいと思ひます。

○戸叶委員 七月一日の新聞だつたと思ひますが、日本に何かジェット機の工場がつくられるというようなことがいわれておりましたけれども、それはMSA援助に關係があるものであるかどうかといふことと、こういうふうな援助によつて何か新しい設備工場を日本で計画されておられるかどうかを伺いたいと思ひます。

○小田政府委員 まだ交渉を開始いたしておりませんので、単に來週早々開始しようといふところまで話合いがついただけでありまして、具体的話合いは全然行われておりません。

○戸叶委員 MSAのいろいろ集められた情報から勘案いたしまして、MSAの援助を通して、日本が東南アジアの開港に協力ができるというふうなことがあるかどうか、あるとすれば具体的に一体どういふことがあるのですか。

いいますか、域外調達あるいは域外買付を日本でする機会を増進するといふような返事がございました。これは申すまでもなく、日本以外の国に対する援助物品を日本に注文するといふこととございまして、御指摘のような事態が発生する可能性はあると思ひます。

○戸叶委員 それについて具体的例をちよつとおつしやつて下さい。

○下田政府委員 これは日本以外の第三国に対する軍事援助で与える物品、そういうものを日本に発注する、あるいは技術援助で与えるものを日本でつくるといふことになりまして、結局アメリカが第三国に与えておる軍事、経済、技術援助の対象となるものを日本に注文する、きわめて範圍の広い問題になると思ひます。

○戸叶委員 そういうことと關係があるのですが、アメリカが日本に材料をよこして、注文をして、次に一つの製品として買付をするとき、ドルで日本に支払ひをする場合に、そのドルを日本に援助を与えるというふうな場合が想像されませんか。

○下田政府委員 そういう場合も想像されると思ひます。日本は鉄その他の資源が非常に貧弱な国でありますから、ドルのキャッシュをくれるかわりに、そういう原材料をアメリカで買つて、それを日本に供与するといふ場合も考えられると存じます。

○戸叶委員 ドルのかわりに何か過剰の農産物を日本に与えるというふうなことは想像されないうか。新聞の記事によりますと、ワシントン二十九日発の中で、米対外援助の修正案と

いうような見出しで出ておりましたけれども、ドルのかわりに過剰の農産物を被援助国に与えたらどうかといふようなことが問題にされたようござい

ますが、たとえば小麦などのアメリカの過剰生産をどこかにはかなければならないといふので、日本に援助の形で送つてよこすといふことは考えられないでしようか。

○下田政府委員 日本に過剰小麦を持つて來るといふことは全然考えられません。ユーゴスラビアあるいは近東方面への経済援助は、マーシャル・プランのあと継ぎのような援助ではあります。そういう場合には、食糧不足の国に食糧を送るといふようなことが行われますから、アメリカの過剰小麦をそつちになますといふことは考えられますが、日本の場合には、今のところアメリカ側で軍事援助の範疇に属する援助でありますから、農産物を送るといふようなことは考えられないと思ひます。

○上塚委員長 戸叶君にお諮りいたしますが、もうすでに二十分お許ししたのですが、なお多数の通告者がありますから……

○戸叶委員 もう一点だけ……相互防衛援助協定なるものは日本からの草案でなく、アメリカ側から、アメリカと諸国との間の相互防衛協定をひな型とした草案が提出されるというふうなことを私は伺つたのですが、その場合に日本側としては何の草案も持たずに白紙の形で臨んで行かれるかどうかお伺ひいたします。

○下田政府委員 これもおそらく第一回の会合で打合されることになる問題だらうと思ひますが、どちらから出し

ても実はいいのでありますが、どつちが先に出す方が得策かどうかといふことは、それ／＼どういふ問題が議せられるかといふことによつて、その場合場合に考えなければならぬことであるとして、必ずしもわが方から出した方が得であるとは限らない。むしろ先方から出したものを直して行くといふ方が得な場合もあるわけでありまして、しかしこれはまだ當てみないとわかりませんので、今のところ何とも申し上げられません。

○戸叶委員 私は先方側から出された方が得な場合があるといふことはちよつと了解に苦しむわけですが、そういう草案をつくらなければならぬとするならば、私も反対ですが、そういう草案をつくらなければならぬとするならば、やはり何か日本に適したものをつくる、日本をよく知つておるの日本人でなければならぬ。向うの人の方が日本のことをよく知つておるとは言えないと思ひます。そういう意味から言ひまして、どちらから出してもいいといふことになるならば、日本も一つの草案を持つて臨まれたならば、そしてお互いに話し合つた上で妥協するといふのが、歩み寄るといふ形の方がいいのじやないかと思ひますが、その点はどうなんでしょう。

○下田政府委員 御意見もつとも存じますが、これは場合によることとありまして、たとえば先般御承認を得ました航空協定、これは実は各国ともばら／＼ない／＼な協定をやつておりますので、日本としてはいろいろ／＼な国と一度に航空協定を結ぶについて、別々の違つた協定を結ぶのでは煩にたえない。また国会に御承認を求めるに

あたりまして、協定ごとに違つたのでは、御審議に非常に御不便だらう、従つて日本でモデル案といふものをつくりまして、日本の典型案をわが方から出したために、大体各国との協定はほとんど同じような協定にまとめ上げることができました。しかしMSA協定は、なるほど各国とたくさん協定がございまして、元は実はアメリカでございまして、アメリカのMSAアクトの適用といふ問題を含んでおりますので、外国の場合には大体アメリカ側から案を出しておるのではないかと思ひます。しかしこれはそうだからといつて、必ずしも受けて立つ必要はないのでありまして、一にぶつかつてみまして、そのときでどつちから出すかといふことをきめなければならぬ問題でありますので、ただいまのところ何とも申し上げられません。

○上塚委員長 それでは暫時休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午前十一時五十分休憩
午後三時四十分開議

○上塚委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。ただいまの本案につきまして御質疑はございせんか。――御質疑はないようであり、討論の通告もございせんので、ただちに採決いたします。兩案をそれ／＼原案の通り可決するに御異議ございせんか。

○上塚委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○上塚委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○上塚委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○上塚委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおただいま採決いたしました両案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長 御異議ないと認めます。よつてさようとりはからいます。

○上塚委員長 この際お諮りいたしましたことがありますが、それは参考人招致の件でございますが、駐留軍の基地接収問題につきまして本委員会に参考人を招致し、その意見を聴取いたしたいと存じます。これにつきましては先般来の理事会において人選等につき種々協議いたして参りましたが、大体においてまとまりましたので、印刷のでき次第委員各位に配付いたしたいと存じます。ただいまの基地接収問題に關しましてその箇所の選定、人選、意見の聴取の日時等は理事会に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

なお委員各位に一言御報告を申し上げます。去る六月二十七日フイリピン共和国キリノ大統領は、七月四日の同国独立記念日に、モンティネルバ拘禁中の日本戦犯者全部に対し特赦の措置をとることを決定した旨大統領府から公表せられました。この措置は、本人及びその家族はもちろん日本国民がこぞつて衷心喜びとするところであります。よつて翌二十八日早急に外務委員

昭和二十八年七月七日印刷

昭和二十八年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

会理事會、次いで外務委員会打合會を開きまして合議の結果、この際衆議院は院議をもつてキリノ大統領に対し感謝の決議をいたすことが、最も妥当であるとの意見に一致いたしましたので、ただちに委員長よりこれを議長に申し入れました。議長はこれを議院運営委員会の議に付し、運営委員会にては数次協議の結果七月四日、すなわち今日フイリピン独立記念日に本會議にこれを上程することに相なつたのであります。

なお先に釈放の恩典を与えましたフランス共和国大統領領に対しても、同時に院議をもつて感謝決議が行われることとなり、すでに両案とも満場一致をもつて通過いたしました。この段御報告を申し上げます。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十一分散會

〔参照〕

国の援助等を必要とする婦国者に関する領事官の職務等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

外務委員会議録第二号中正誤

頁	段	行	誤	正
九	三	末	日本安全	日米安全
一〇	一	四	ものを、有	ものを——
一〇	二	末	仮定いたし	仮定をいた
一〇	三	二	急いでいた	急いでいた
一〇	四	一	伝統的な法的観念	伝統的な法的観念

二六 三末七 厚意 好意